

議員提出議案第 6 号

藤岡市議会会議規則の一部改正について

藤岡市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成24年12月13日提出

平成24年12月13日可決

提出者	青木 貴俊	賛成者	松村 晋之	賛成者	針谷 賢一
賛成者	吉田 達哉	〃	松本 啓太郎	〃	隅田川 徳一
〃	渡辺 新一郎	〃	高桑 藤雄	〃	反町 清
〃	窪田 行隆	〃	冬木 一俊	〃	久保 信夫
〃	大久保 協城	〃	佐藤 淳	〃	野口 靖
〃	岩崎 和則	〃	渡辺 徳治	〃	橋本 新一
〃	神田 和生	〃	山田 朱美	〃	茂木 光雄

藤岡市議会規則第 号

藤岡市議会会議規則の一部を改正する規則

藤岡市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
本則中「配付」を「配布」に改める。

目次中

「 第9節 会議録（第77条—第81条）
第10節 議員派遣（第82条） 」を

「 第9節 公聴会、参考人（第77条—第83条）
第10節 会議録（第84条—第88条）
第11節 議員派遣（第89条） 」に、

「第83条—第91条」を「第90条—第98条」に、「第92条—第96条」を
「第99条—第103条」に、「第97条—第105条」を「第104条—第112条」に、
「第106条—第112条」を「第113条—第119条」に、「第113条」を「第120条」に、
「第114条」を「第121条」に改める。

第17条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第36条第1項中「第86条」を「第93条」に改める。

第7章中第114条を第121条とする。

第6章中第113条を第120条とする。

第5章中第112条を第119条とし、第106条から第111条までを7条ず

つ繰り下げる。

第4章中第105条を第112条とし、第97条から第104条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第96条を第103条とし、第92条から第95条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章中第91条を第98条とし、第83条から第90条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第82条を第89条とし、同節を同章第11節とする。

第1章第9節中第81条を第88条とし、第77条から第80条までを7条ずつ繰り下げ、同節を同章第10節とする。

第1章第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第77条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第78条 公聴会に出席して意見を述べる者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第80条 公述人が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述の制限)

第82条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第83条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「第113条」を「第120条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。